

「価格交渉促進月間」フォローアップ調査

よくある質問

本調査に関して、多数お寄せいただくご質問をまとめておりますので、ご参照ください。
ご不明な点がございましたら、お気軽にお電話にてお問い合わせください。

-お問い合わせ先（事業委託先）-

株式会社 NTT データ経営研究所

「価格交渉促進月間に関するフォローアップ調査」事務局

電話番号：0120-134-561

受付時間：月～金 9時30分～17時30分 ※祝日を除く

■ フォローアップ調査の目的と意義

NO.	質問事項	回答内容
1	本アンケートの目的は何か。 回答することで自分たちへメリットはあるか。	中小企業庁では、エネルギー価格や、原材料費などが上昇する中、3月と9月を「価格交渉促進月間」として設定し、中小企業が適切に価格転嫁をしやすい環境を作るための取組を進めています。 本アンケート調査で得られた情報は、価格転嫁率や業種別のランキング等により取りまとめるとともに、発注者ごとの交渉・転嫁等の状況の公表（発注者リスト）、さらに、状況が芳しくない発注者に対して事業所管大臣からの指導・助言、勧奨や、迅速な状況改善を促す注意喚起を実施するなど、価格転嫁を促進するための施策に活用させていただきます。
2	本アンケートには必ず回答しないといけないのか。	必須ではございませんが、価格交渉・価格転嫁を進めるためにご協力をいただけますと幸いです。

■ フォローアップ調査の回答方法と期限

NO.	質問事項	回答内容
3	回答方法が分からない。	<p>貴社に送付いたしました、「経済産業省 中小企業庁からのお願い」の圧着はがきの圧着面に手順を記載しております。</p> <p>パソコンもしくはスマートフォンからご回答いただけます。圧着はがきに記載のパスワードを入力して、ログインいただけます。パソコン・スマートフォン等によるご回答が難しい場合は、お電話（0120-134-561）でのアンケートの代理入力も承っております。</p>
4	すべての質問に回答しなくてはならないのか（途中でやめてもよいのか）。	途中までの回答は集計されないため、差し支えなければ最後の設問までご回答をお願いいたします。
5	回答期限はいつまでか。	5月29日（金）までにご回答いただけますと幸いです。
6	アンケート調査専用ウェブサイトは5月29日（金）の何時まで回答できるのか。	5月29日（金）23時59分まで、回答が可能です。
7	インターネット環境がない場合、どうすればよいのか。	お電話でアンケートの代理入力を承っております。ご希望の場合は、上記お問い合わせ先までお電話いただけますと幸いです。
8	アンケート調査内容の後半に回答者の企業名等を記載する箇所があるが、回答は任意か。	<p>回答者の企業名等のご回答は任意です。</p> <p>匿名回答を希望される場合は「匿名を希望する」を選択してください。</p>

■ 個人情報とプライバシー

NO.	質問事項	回答内容
9	自社の回答内容が外部に公表されることはあるか。	<p>回答いただいた内容は、匿名化し、集計した上で公表する予定です。</p> <p>回答企業の企業名を含め、個別の回答内容を外部に公表することはありません。</p>
10	なぜ発注側企業名（取引先企業名）の入力が必須になっているのか。	<p>本アンケートでは、「どの発注者との取引に関する評価か」を明確にすることで、結果を企業ごとに集計・分析し、発注側企業の改善につなげることを目的としています。</p> <p>企業名の情報がない場合、どの発注者との取引に関するご意見か判別できず、アンケート結果を具体的な改善行動に結び付けることができないため、企業名の入力を必須とさせていただいております。</p>
11	企業名を記入すると、自社の評価内容が発注側企業にそのまま伝わってしまうのではないか。	<p>ご記入いただいた企業名や個別回答は、中小企業庁において厳重に管理し、発注側企業へは「統計的に集計・加工した結果」のみを提供します。</p> <p>貴社名が特定される形で、個々の回答内容を発注側企業に伝えることは一切ございません。</p>
12	企業名を記入しても本当に匿名性は守られるか	<p>回答データは分析の過程で匿名化し、外部に開示する資料・レポートには、個々の企業名が分かる形での記載は行いません。</p> <p>貴社名を記入いただいた場合でも、企業名を含め、回答者が特定される可能性のある内容を発注側企業に伝えることは一切ございません。</p>

■ その他

NO.	質問事項	回答内容
13	ハガキは再送してもらえるのか。	誠に恐れ入りますが、再送は承っておりません。 お電話でアンケートの代理入力を承っておりますので、お問い合わせ先までお電話いただけますと幸いです。
14	アンケート調査専用ウェブサイト URL へのログインパスワードは、調査対象者すべて同一なのか。	セキュリティ対策の一環として、調査対象者ごとに変えています。
15	自社は中小企業ではないと思うが、このアンケートの対象なのか。	<p>本アンケートでは、中小企業基本法に定める「中小企業者」の定義に基づき対象を設定しています。</p> <p>主な業種ごとの基準は次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 製造業・その他 資本金の額又は出資の総額が「3億円以下」の会社、又は常時使用する従業員の数が「300人以下」の会社及び個人 ● 卸売業 資本金の額又は出資の総額が「1億円以下」の会社、又は常時使用する従業員の数が「100人以下」の会社及び個人 ● 小売業 資本金の額又は出資の総額が「5千万円以下」の会社、又は常時使用する従業員の数が「50人以下」の会社及び個人 ● サービス業 資本金の額又は出資の総額が「5千万円以下」の会社、又は常時使用する従業員の数が「100人以下」の会社及び個人 <p>上記のいずれかの基準に該当する企業・事業所は、本アンケートの対象としております。</p>

以上